

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を 確保するための基本的な指針(案)について

健康福祉部介護支援課

(令和2年7月31日開催の全国介護保険担当課長会
議(厚生労働省)の資料をもとに作成)

資料

3

介護保険事業(支援)計画について

保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、18.3.31告示314)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
 - ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

基本指針について

第8期計画において記載を充実する事項(案)

■ 第8期の基本指針においては、介護保険制度の見直しに関する意見を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。

- 1 2025・2040年を見据えたサービスマスター、人的基盤の整備
 - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
 - ※ 基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービスマスター、地域医療整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービスマスターの必要性の確保）を踏まえる旨は第7期から記載。
 - ※ 指定介護療養型医療施設の新設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。
 - ※ 第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービスマスター分以降）のデータを用いる必要がある。
- 2 地域共生社会の実現
 - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
 - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
 - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みについて記載
 - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
 - 保険者機能強化推進交付金を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）
 - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点も踏まえて記載
 - 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
 - PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの活用を進めることやそのための環境整備について記載
- 4 有料老人ホームとサービスマスター付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
 - 住宅型有料老人ホーム及びサービスマスター付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
 - 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービスマスター付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
 - 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けられることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
 - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
 - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
 - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
 - 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
 - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
 - 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
- 7 災害や感染症対策に係る体制整備
 - 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

第8期 介護保険事業(支援)計画 基本指針(案)の構成

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

- 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 3 在宅医療の充実及び在宅医療と介護との連携による継続的な支援体制の整備
- 4 日常生活を支援する体制の整備
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保
- 6 二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 2 要介護者等地域の実態の把握
- 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- 4 二十五年及び二十四年度の推計並びに第八期の目標
- 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 6 日常生活圏域の設定
- 7 他の計画との関係
- 8 その他

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- 1 日常生活圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 4 自立支援、介護予防・軽減・悪化防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
(一)在宅医療・介護連携の推進 (二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進
(五)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの見込量の確保のための方策
- 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に関する事項
- 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- 6 認知症施策の推進
- 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 9 市町村独自事業に関する事項
- 10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
- 11 災害に対する備えの検討
- 12 感染症に対する備えの検討

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 2 要介護者等の実態把握
- 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
- 4 市町村への支援
- 5 二十五年及び二十四年度の推計並びに第八期の目標
- 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 7 老人福祉圏域の設定
- 8 他の計画との関係
- 9 その他

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

- 1 老人福祉圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 市町村の自立支援、介護予防・軽減・悪化防止への取組への支援に関する取組及び目標設定
- 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
(一)在宅医療・介護連携の推進 (二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進
(五)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に関する事項
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 5 認知症施策の推進
- 6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 7 介護サービスの情報公表に関する事項
- 8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
- 9 災害に対する備えの検討
- 10 感染症に対する備えの検討

サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

1 地域包括ケアシステムの基本的理念

団塊世代全てが75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築に努めることが重要。また、今後高齢化が一層進む中、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものである。

① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

自立支援・重度化防止に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、地域ケア会議の他職種連携による取組の推進、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加など地域の実情に応じた取組を行うことが重要。

② 介護給付等対象サービスの充実・強化

地域における継続的な支援体制の整備を図る。その際、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえサービスを検討する。

③ 在宅医療の充実及び在宅医療と介護との連携による継続的な支援体制の整備

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等様々な局面で連携を図ることのできる体制を整備する。

④ 日常生活を支援する体制の整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備するため、市町村が中心となって事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図る

⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保

住まいは保健・医療・介護などのサービスが提供される前提であり、高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保する。

2 2025年及び2040年を見据えた目標

・第6期の市町村計画を地域包括ケア計画として位置づけ、各計画期間を通じて、2025年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築するとともに2040年を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとし、第7期計画の検証を踏まえ、第8期で目標を設定し取組を推進。

3 医療計画との整合性

・関係者による協議の場を開催し、緊密な連携が図られる体制を整備。
・介護サービスの見込量と医療計画の在宅医療の整備目標の整合性の確保。

4 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

・地域ケア会議を通じた多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築。
・生活支援コーデイネーターや就労的活動支援コーデイネーターが中心となり、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて支え合う地域づくりを推進。

5 人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に関する事業

・地域包括システムを支える人材を安定的に確保する取組が重要。加えて、業務の効率化及び質の向上が不可欠。また、介護ロボットや、ICTの活用など、介護現場革新の取組について、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが重要。
・都道府県は広域的な立場から市町村は保険者としての立場から2025年を見据え総合的な取組を推進。

6 介護に取り組む家族等への支援の充実

・家族の負担軽減、介護離職の防止を図るため、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ることが重要。

7 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱により、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援・研究開発・産業促進・国際展開の取組を推進。

8 高齢者虐待の防止等

・広報普及啓発、ネットワークの構築、行政機関連携、相談・支援の体制を整備。
・養介護施設従事者等への研修やストレス対策

9 介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、情報の公表制度は利用者の選択を通じて、介護保険システムが健全に機能するための基盤

10 効果的・効率的な介護給付の推進

2025年や2040年を見据えつつ、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、介護保険制度の持続可能性を確保

11 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携

・市町村による介護給付等対象サービス提供体制の確保及び地域支援事業の実施を支援。
・連携した事業者への指導監督等。
・業務の効率化においても市町村支援、都道府県、市町村及び市町村間の連携が重要

12 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

・自立支援・重度化防止の取組を推進するために、PDCAサイクルを活用し、国による効率的な市町村・都道府県支援策等を検討。
・都道府県は市町村における取組の地域差について、要因分析を行い、支援を確実に行うことが必要。

13 保険者機能強化推進交付金等の活用

保険者が地域の課題を分析して、自立支援・重度化防止等に向けた取組を推進

14 災害・感染症対策に係る体制整備

事業所と連携し、研修、訓練の実施、災害や感染症発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、都道府県、市町村、関係団体が連携した、災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築